

2014年3月27日

北海道労働金庫

北海道生活協同組合連合会との「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」 締結について

北海道労働金庫は、北海道生活協同組合連合会と「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」の調印式を行いましたので、概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

当金庫と北海道生活協同組合連合会は、3月17日(月)ホテル札幌ガーデンパレスにおいて、「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」の調印式を行いました。

大規模自然災害に備え、緊急災害対策などの取組みを相互に協力する理念とその協力内容を確認し、地域・社会における「支え合いの仕組みづくり」の担い手である協同組合間の相互連携として進め、協同組合の今日的な役割発揮を目指したものです。

今後、相互の情報交換・協議を通し、具体的な災害対策を連携・協力して進めていきたいと考えます。

<基本協定の趣旨>

大規模自然災害の脅威が、地域・組合員の暮らしを現実的に脅かす時代に到っていることを踏まえ、北海道生活協同組合連合会と北海道労働金庫は、緊急災害対策と復旧・復興等への取組みを相互に協力して進め、地域や組合員の暮らしを守ることを目指します。基本協定はその理念と協力内容を相互に確認するために締結するものです。

<基本協定による協力内容>

1. 災害対策についての情報交換

北海道生活協同組合連合会と北海道労働金庫において、大規模自然災害への対策や提供できる資源・機能などについて情報交換に努め、相互の連携を進めます。

2. 相互支援策の継続的な開発

相互の情報交換や定例的協議を通して、地域や組合員を支援するための新たなプログラムや企画を、北海道生活協同組合連合会と北海道労働金庫が協力して開発していきます。

なお、基本協定は期間1年の自動更新、中長期で相互協力することとしています。

3. 資金面での相互連携

大規模自然災害発災に際し、北海道生活協同組合連合会やその傘下組織において災害関連全般の資金需要が生じた場合、北海道労働金庫と当該組織は別途個別協議を行うこととします。

以上

本件に関する照会先
北海道労働金庫 経営企画部
政策企画担当 藤井
TEL. 011-271-2101 (内 352)